

平成26年5月8日

自由民主党総務会
会長 野田 聖子 様

全国知事会会長
京都府知事 山田 啓二
全国知事会地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上田 清司

「道州制推進基本法案（骨子案）」について

日頃より我が国の発展と国民福祉の向上に御尽力を賜り、また本会の活動に格別の御理解・御支援を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、貴党の「道州制推進基本法案（骨子案）」については、道州制推進本部・内閣部会・総務部会合同会議において、議論されているところと承知しております。

これまで本会との意見交換を踏まえ、「地域の活力を創出し、国全体の更なる競争力を生み出していく」ことや「安定的な地方税体系を構築」することを追加するなどの御配慮をいただきました。

しかしながら、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止、格差是正の仕組みなど、基本法案において明確に示すことを本会が繰り返し要請してきた重要な事項については、依然として反映されておられません。

さらにいえば、基本法案の内容そのものが一層不明確なものとなりつつある中、それを受ける形で、「道州制国民会議の設置等に関する法律」に基本法案の名称を変更しようとする動きすらあると承知しております。

道州制は国と地方双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものです。それだけに、道州制の検討に当たっては、法案の前段としてその基本的なイメージを明確に示し、国民的な幅広い議論が行われることが何よりも重要です。

つきましては、こうした本質的議論を避けることなく、別添の本会の意見を踏まえた検討を改めてお願い申し上げます。

平成26年5月8日

自由民主党政務調査会
会長 高市早苗様

全国知事会会長
京都府知事 山田啓二
全国知事会地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上田清司

「道州制推進基本法案（骨子案）」について

日頃より我が国の発展と国民福祉の向上に御尽力を賜り、また本会の活動に格別の御理解・御支援を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、貴党の「道州制推進基本法案（骨子案）」については、道州制推進本部・内閣部会・総務部会合同会議において、議論されているところと承知しております。

これまで本会との意見交換を踏まえ、「地域の活力を創出し、国全体の更なる競争力を生み出していく」ことや「安定的な地方税体系を構築」することを追加するなどの御配慮をいただきました。

しかしながら、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止、格差是正の仕組みなど、基本法案において明確に示すことを本会が繰り返し要請してきた重要な事項については、依然として反映されておりません。

さらにいえば、基本法案の内容そのものが一層不明確なものとなりつつある中、それを受ける形で、「道州制国民会議の設置等に関する法律」に基本法案の名称を変更しようとする動きすらあると承知しております。

道州制は国と地方双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものです。それだけに、道州制の検討に当たっては、法案の前段としてその基本的なイメージを明確に示し、国民的な幅広い議論が行われることが何よりも重要です。

つきましては、こうした本質的議論を避けることなく、別添の本会の意見を踏まえた検討を改めてお願い申し上げます。

平成26年5月8日

自由民主党道州制推進本部
本部長 今村雅弘様

全国知事会会長
京都府知事 山田啓二
全国知事会地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上田清司

「道州制推進基本法案（骨子案）」について

日頃より我が国の発展と国民福祉の向上に御尽力を賜り、また本会の活動に格別の御理解・御支援を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、貴党の「道州制推進基本法案（骨子案）」については、道州制推進本部・内閣部会・総務部会合同会議において、議論されているところと承知しております。

これまで本会との意見交換を踏まえ、「地域の活力を創出し、国全体の更なる競争力を生み出していく」ことや「安定的な地方税体系を構築」することを追加するなどの御配慮をいただきました。

しかしながら、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止、格差是正の仕組みなど、基本法案において明確に示すことを本会が繰り返し要請してきた重要な事項については、依然として反映されておられません。

さらにいえば、基本法案の内容そのものが一層不明確なものとなりつつある中、それを受ける形で、「道州制国民会議の設置等に関する法律」に基本法案の名称を変更しようとする動きすらあると承知しております。

道州制は国と地方双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものです。それだけに、道州制の検討に当たっては、法案の前段としてその基本的なイメージを明確に示し、国民的な幅広い議論が行われることが何よりも重要です。

つきましては、こうした本質的議論を避けることなく、別添の本会の意見を踏まえた検討を改めてお願い申し上げます。

平成26年5月8日

自由民主党幹事長
石 破 茂 様

全国知事会会長
京都府知事 山 田 啓 二
全国知事会地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上 田 清 司

「道州制推進基本法案（骨子案）」について

日頃より我が国の発展と国民福祉の向上に御尽力を賜り、また本会の活動に格別の御理解・御支援を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、貴党の「道州制推進基本法案（骨子案）」については、道州制推進本部・内閣部会・総務部会合同会議において、議論されているところと承知しております。

これまで本会との意見交換を踏まえ、「地域の活力を創出し、国全体の更なる競争力を生み出していく」ことや「安定的な地方税体系を構築」することを追加するなどの御配慮をいただきました。

しかしながら、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止、格差是正の仕組みなど、基本法案において明確に示すことを本会が繰り返し要請してきた重要な事項については、依然として反映されておられません。

さらにいえば、基本法案の内容そのものが一層不明確なものとなりつつある中、それを受ける形で、「道州制国民会議の設置等に関する法律」に基本法案の名称を変更しようとする動きすらあると承知しております。

道州制は国と地方双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものです。それだけに、道州制の検討に当たっては、法案の前段としてその基本的なイメージを明確に示し、国民的な幅広い議論が行われることが何よりも重要です。

つきましては、こうした本質的議論を避けることなく、別添の本会の意見を踏まえた検討を改めてお願い申し上げます。

平成26年5月8日

自由民主党内閣部会
部会長 佐藤 ゆかり 様

全国知事会会長
京都府知事 山田 啓二
全国知事会地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上田 清司

「道州制推進基本法案（骨子案）」について

日頃より我が国の発展と国民福祉の向上に御尽力を賜り、また本会の活動に格別の御理解・御支援を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、貴党の「道州制推進基本法案（骨子案）」については、道州制推進本部・内閣部会・総務部会合同会議において、議論されているところと承知しております。

これまで本会との意見交換を踏まえ、「地域の活力を創出し、国全体の更なる競争力を生み出していく」ことや「安定的な地方税体系を構築」することを追加するなどの御配慮をいただきました。

しかしながら、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止、格差是正の仕組みなど、基本法案において明確に示すことを本会が繰り返し要請してきた重要な事項については、依然として反映されておられません。

さらにいえば、基本法案の内容そのものが一層不明確なものとなりつつある中、それを受ける形で、「道州制国民会議の設置等に関する法律」に基本法案の名称を変更しようとする動きすらあると承知しております。

道州制は国と地方双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものです。それだけに、道州制の検討に当たっては、法案の前段としてその基本的なイメージを明確に示し、国民的な幅広い議論が行われることが何よりも重要です。

つきましては、こうした本質的議論を避けることなく、別添の本会の意見を踏まえた検討を改めてお願い申し上げます。

平成26年5月8日

自由民主党総務部会
部会長 西 銘 恒 三 郎 様

全国知事会会長
京都府知事 山 田 啓 二
全国知事会地方行政体制特別委員会委員長
埼玉県知事 上 田 清 司

「道州制推進基本法案（骨子案）」について

日頃より我が国の発展と国民福祉の向上に御尽力を賜り、また本会の活動に格別の御理解・御支援を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、貴党の「道州制推進基本法案（骨子案）」については、道州制推進本部・内閣部会・総務部会合同会議において、議論されているところと承知しております。

これまで本会との意見交換を踏まえ、「地域の活力を創出し、国全体の更なる競争力を生み出していく」ことや「安定的な地方税体系を構築」することを追加するなどの御配慮をいただきました。

しかしながら、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止、格差是正の仕組みなど、基本法案において明確に示すことを本会が繰り返し要請してきた重要な事項については、依然として反映されておられません。

さらにいえば、基本法案の内容そのものが一層不明確なものとなりつつある中、それを受ける形で、「道州制国民会議の設置等に関する法律」に基本法案の名称を変更しようとする動きすらあると承知しております。

道州制は国と地方双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものです。それだけに、道州制の検討に当たっては、法案の前段としてその基本的なイメージを明確に示し、国民的な幅広い議論が行われることが何よりも重要です。

つきましては、こうした本質的議論を避けることなく、別添の本会の意見を踏まえた検討を改めてお願い申し上げます。

道州制の基本法案について

平成25年7月9日
全国知事会

道州制の基本法案については、日本維新の会・みんなの党が既に国会に提出し、自由民主党・公明党においては本年秋の臨時国会に提出する動きがある。

全国知事会では、これまで「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめ、道州制の検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は東日本大震災からの復興をはじめ、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに今、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党をはじめとする4党において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されていることは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。こうした状況では、全国知事会として問題点を指摘せざるを得ないと考え、改めて基本法案のあり方についての意見を述べるものである。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

1-1 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならない。

- ① 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
- ② 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと

- ③ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
- ④ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること

1-2 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。

- ① 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
- ② 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと

1-3 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。

- ① 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
- ② 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

2-1 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。

- ① 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
- ② 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
- ③ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係

2-2 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。

- ① 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
- ② (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
- ③ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
- ④ 道州制における住民自治の強化方策

2-3 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。

- ① 現在、国・地方の歳出約175兆円に対し、税収は約77兆円(国約43兆円、地方約34兆円)という状況の中で、道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策
- ② 現在、国は約777兆円、地方は約201兆円の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの改革を進めるべきである。

- ① 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること
- ② 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合、九州広域行政機構（仮称）等の取組等について検証を行うとともに、希望する地域に国出先機関を移管すること
- ③ 全国一律の移譲を早期に実施しがたい事務・権限については、特区制度を活用し、更に地方分権改革を推進すること
既に実施されているハローワーク特区の効果等について直ちに検証を行い、地方移管を進めること
- ④ 国と地方の役割分担に応じて、税源移譲を含め、国と地方の税財源配分を見直すとともに、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築すること
また、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な地方交付税制度として確立するとともに、地方一般財源を充実すること